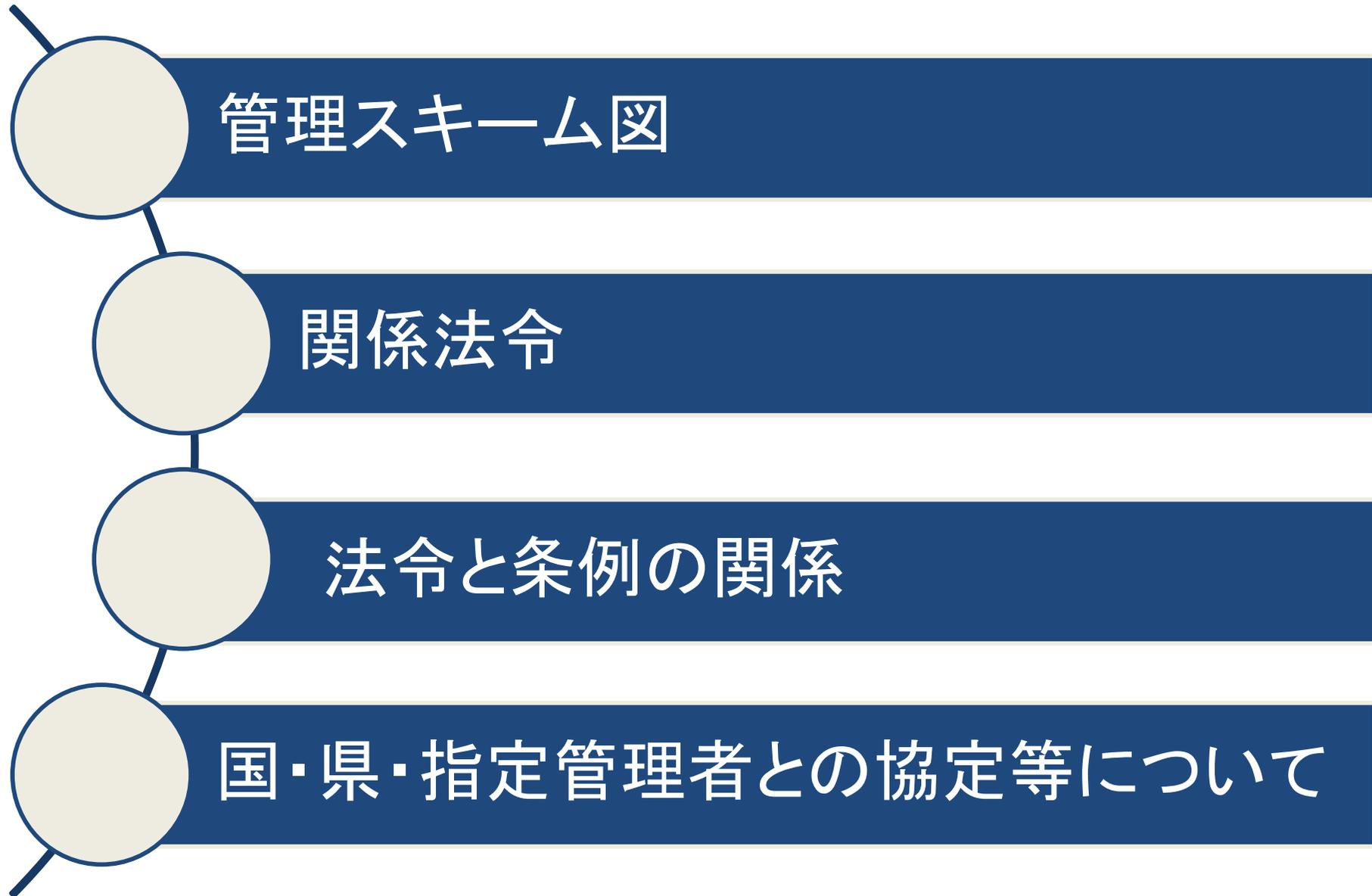


首里城公園管理スキーム

県国営:首里城地区内施設

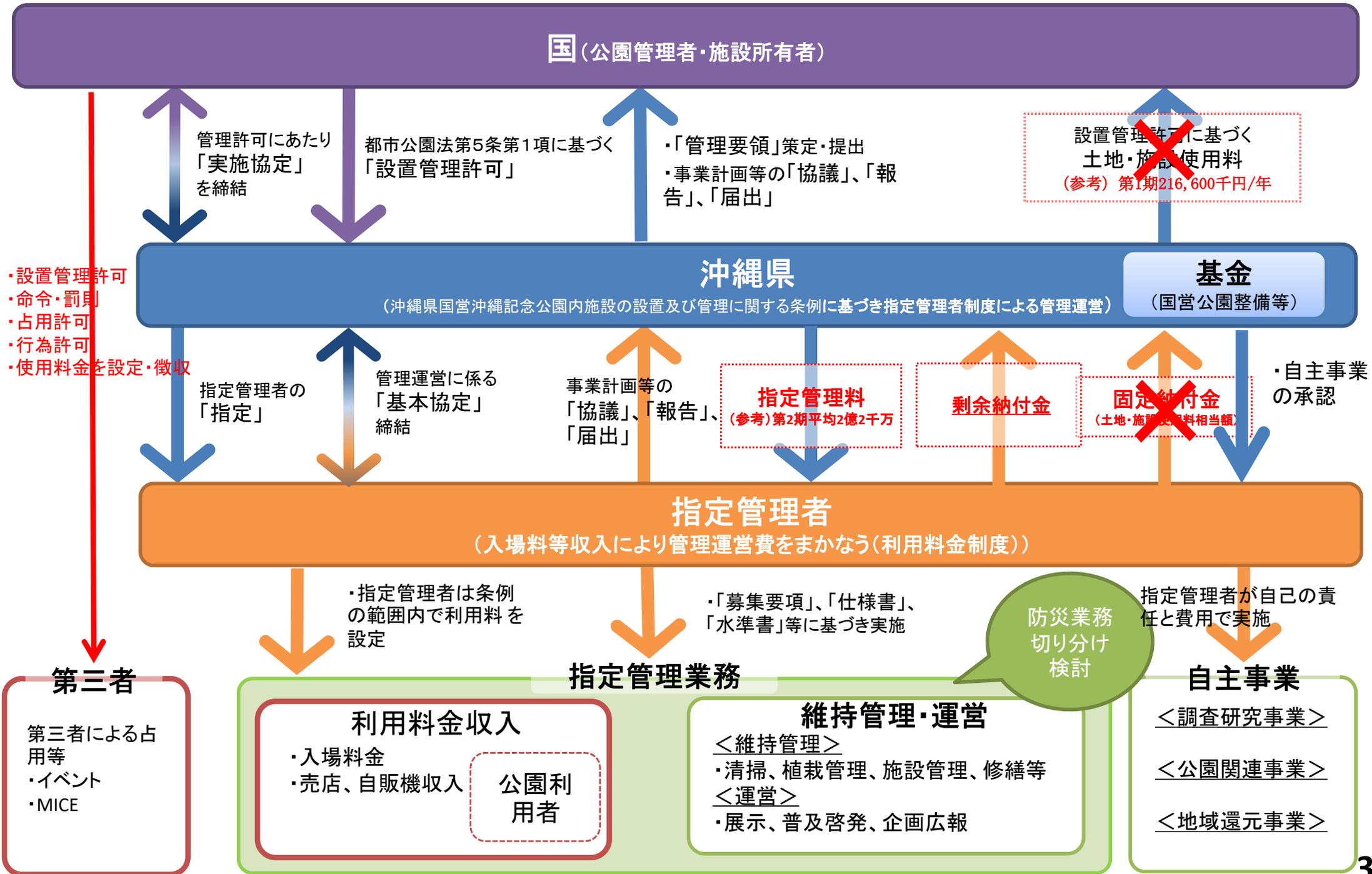
県 営:首里城公園

資料構成



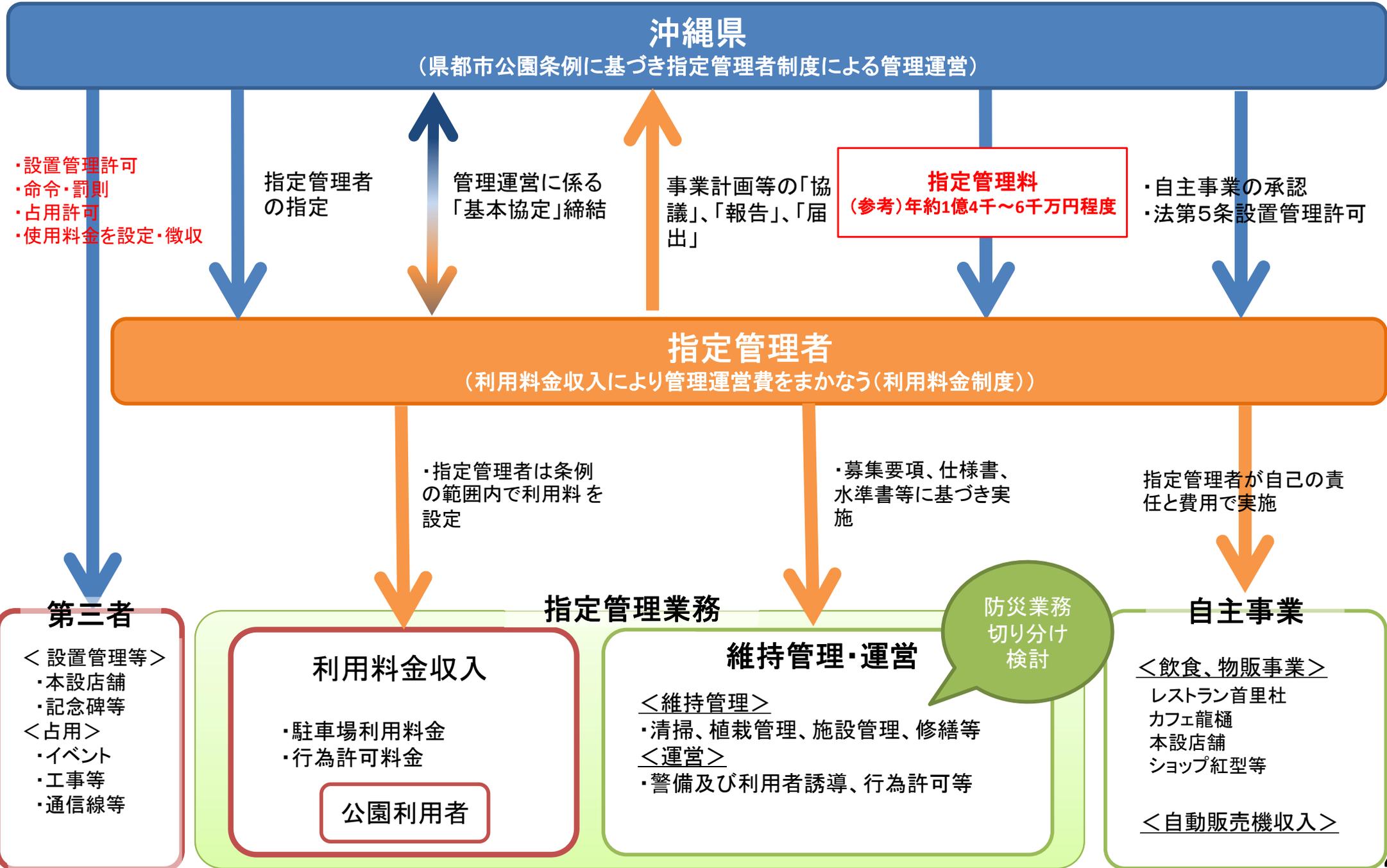
首里城地区内施設の管理スキーム

<第2期：R4.2～R7.3>



首里城公園の管理スキーム

<第2期：R5.4～R7.3>



<首里城地区内施設>

<首里城公園>

【指定管理業務】

維持管理業務

- 施設維持管理(清掃、植栽、修繕)
- 安全衛生管理(警備及び利用者誘導)
- その他維持管理に関する業務

運營業務

- 入場料收受
- 首里城復興普及啓発
- 復元整備に関する展示解説等
- 行催事
- 売店営業等
- 広告宣伝・誘客営業活動及び利用促進計画
- 利用者案内・警護
- その他運営に関する業務

維持管理業務

- 施設維持管理
 - ・清掃
 - ・植栽管理
 - ・施設管理
 - ・修繕
 - ・警備及び利用者誘導

運營業務

- 行為の許可手続き
- 利用料金の徴収に関する業務
(駐車料金、行為の許可)

【自主事業】

自主事業(関連事業)

- 企画調査研究
- 地域還元事業
- 公園関連事業

自主事業

- 首里杜館の売店及びレストラン
- 本設店舗の売店
- 城郭内と連携した各種イベントの開催

都市公園に関する関係法令等(主なもの)

【法令等】

1	地方自治法
2	都市公園法・施行令・施行規則
3	都市公園法運用指針(第5版)・・・最新
4	「指定管理者制度による都市公園の管理について」(平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長)
5	「都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について(占用許可)」(R5.3.29国都公景第163号)
6	「2以上の指定管理者による都市公園の管理について」(R4.12.9国都公景第94号)
7	公園管理者以外の者の設置する公園施設について(昭和37年建設省都市局通知)
8	都市公園法令等に基づき実施される手続き等におけるデジタル技術の活用について (R6. 6. 20通知)

【県公園条例等】

1	沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例・施行規則
2	沖縄県都市公園条例・施行規則
3	沖縄県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第94号)
4	沖縄県都市公園における施設の使用許可審査基準(令和4年1月13日沖縄県都市公園課)
5	都市公園施設の使用許可申請の手引き(令和4年1月)
6	県営都市公園内における無人航空機の取扱いについて(令和3年10月18日)
7	指定管理者の減免規程の許可基準(平成27年3月26日土木部長決裁)
8	沖縄県都市公園における植樹に関する事務処理要綱(令和5年3月3日沖縄県都市公園課)

【指定管理者制度関係】

1	公の施設の指定管理者制度に関する運用方針(令和4年3月総務部行政管理課)
2	指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル(平成31年3月総務部行政管理課)

法律と条例の関係(首里城地区内施設)

地方自治法

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2、3 略

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 略

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10、11 略

(使用料)

第二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。以下略

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

第1条 (設置)

沖縄県国営沖縄記念公園内施設を設置

第2条 (施設の名称及び位置)

名称	位置
首里城地区内施設(復原された正殿その他これに関連する施設をいう。以下同じ。)	那覇市首里当蔵町3丁目
海洋博覧会地区内施設(水族館並びに海獣その他の動物を飼育し、及び展示する施設をいう。以下同じ。)	本部町字石川及び字備瀬

第3条 (沖縄県国営沖縄記念公園内施設の管理)

指定管理者に行わせる

第4条 (指定管理者の業務)

第5条 (指定管理者の指定の申請)

第6条 (指定管理者の指定等)

第7条 (海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会)

第8条 (指定管理者の指定等の告示)

第9条 (休場日)

第10条 (開場時間)

第11条 (入場料)

第12条 (入場料の減免)

第13条 (入場料の返還)

第14条 (入場の制限等)

第15条 (損害の賠償等)

第16条 (事業報告書の提出)

第17条 (規則への委任)

法律と条例の関係(首里城公園)

都市公園法

第一章 総則 (第一条・第二条)

- 1条 (目的)
- 2条 (定義)

第二章 都市公園の設置及び管理 (第二条の二—第十九条)

- 2条の2 (都市公園の設置)
- 2条の3 (都市公園の管理)
- 3条の2 (都市公園の管理基準)
- 5条 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)
- 6条7条 (都市公園の占用の許可) 等
- 8条 (許可条件)
- 11条 (国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)
- 18条 (条例又は政令で規定する事項)

第三章 立体都市公園 (第二十条—第二十六条)

第四章 監督 (第二十七条・第二十八条)

- 27条 (監督処分)
- 28条 (監督処分に伴う損失の補償)

第五章 雑則 (第二十九条—第三十六条)

- 29条 (補助金)
- 31条 (都市公園の行政又は技術に関する勧告等)
- 33条 (公園予定区域等)
- 34条 (不服申し立て)

第六章 罰則 (第三十七条—第四十三条)

地方自治法

- 225条 (使用料)、228条 (分担金等に関する規制及び罰則)
- 244条の2 (公の施設の設置、管理及び廃止)

沖縄県都市公園条例

第一章 総則 (第1条・第2条)

- 1条 (目的)
- 2条 (定義)

第二章 都市公園の設置基準 (第2条の2—第2条の5)

第3章 都市公園の管理 (第3条—第29条)

- 3条 (行為の禁止)
- 4条 (行為の制限)
- 5条 (公園施設の設置又は管理等の許可の申請書の記載事項)
- 6条 (占用の許可の申請書の記載事項)
- 11条 (監督処分) 指定管理者
- 12条 (届出)
- 13条 (使用料)
- 17条 (都市公園の管理)
- 18条 (指定管理者の業務)
- 19条 (指定管理者の指定の申請)
- 20条 (指定管理者の指定等)
- 20条の2 (指定管理者制度運用委員会)
- 22条 (有料公園施設等)
- 23条 (有料公園施設等の供用日及び供用時間)
- 25条 (利用料金)

第4章 雑則 (第30条)

第5章 罰則 (第31条—第34条)

都市公園法運用指針・その他通知
都市公園法施行令・施行規則

この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める。

(県国営)国、県における協定等について

No	項目	内容等
1	国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の管理継続について (R6.3.29付け)・・・次期(第3期)	令和8年度以降管理継続の意向通知
2	国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の管理に関する実施協定書 (R4.5.20締結)	期間、範囲、業務内容、行催事、大規模修繕、費用負担等の基本事項の取り決め
3	国営沖縄記念公園の公園施設(首里城正殿等)の設置管理について管理許可書(R4.5.24付)	都市公園法第5条第1項に基づく設置管理許可書
4	国営沖縄記念公園(首里城正殿等)の沖縄県の設置及び管理に関する確認書(R4.5.20付け)	管理スキーム(剰余納付金)、利益の用途、基金設置等
5	国営沖縄記念公園の公園施設(首里城正殿等)の沖縄県の設置及び管理に関する申し合わせ事項(R5.1.30付け)	管理区域の管理境界、電気・上下水道等の管理区分範囲及び係る図面
6	国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園に係る共用設備の管理に関する協定書(R5.1.30付け)	共用設備(電気、通信等)の管理負担に関する協定書
7	国営沖縄記念公園の公園施設(首里城正殿等)管理要領	業務内容等の要領作成

県と指定管理者における協定等について

県国営：首里城地区内施設

No	項目	内容等
1	募集要項・仕様書・水準書(第2期：R4－R7)	
2	沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)の管理運営に関する基本協定書(R5.1.30締結)	
3	年度協定書(毎年度)	指定管理料の額、支払方法等
4	入場料、減免規程、再委託、業務計画、自主事業等の承認	
5	月次・半期・年次報告等	
6	その他	

県営：首里城公園

No	項目	内容等
1	募集要項・仕様書・水準書(第6期：R5－R7)	
2	首里城公園の管理運営に関する基本協定書(R5.3.30締結)	
3	年度協定書(毎年度)	指定管理料の額、支払方法等
4	利用料金、減免規程、再委託、業務計画、自主事業等の承認	
5	月次・半期・年次報告等	
6	その他	

＜次期指定管理者公募に向けた
首里城公園サウンディング型
市場調査HP（都市公園課）＞



＜首里城公園公式HP（指定管理者）＞



＜都市公園HP（県都市公園課）＞



＜指定管理者制度HP（県行政管理課）＞

